黄裳の周禮思想

――王安石『周禮義』の繼承を中心として――

梶田祥嗣

七八

黄裳の周禮思想

――王安石『周禮義』の繼承を中心として―

問題の所在

を遂げたのが福建である。科學受験者を中央へ送り出し、未開の僻地から人材の寶庫へと急成長學運動を引き起こした。このような地方勃興の潮流のなかで、數多の統四もに起る」(『宋元學案』士劉諸儒學案の全祖望による序錄)という向続四もに起る」(『宋元學案』士劉諸儒學案の全祖望による序錄)という向

に全く異なる位置にあった。 完全く異なる位置にあった。 に全く異なる位置にあった。 に全く異なる位置にあった。

黄裳は福建の學の系譜を初期道學者とは別の觀點から次のように捉

福建の進士は(歐陽)詹から始まりましたが、士人の學問が道を

梶

田

祥

嗣

の唱導は福建人に限るものでないことはなおさらです。志すようになったのは、閣下(呂惠卿)からです。ましてや閣下

閩之人哉。)(「見呂參政書」、『演山先生文集』(以下、『演山集』と略稱)(閩之擧進士自詹始、而士之學爲有道者、則自閣下始矣。況其所倡非特

莊子注(『莊子義』)において王安石の思想を濃厚に繼承することで知を代表する士大夫である。途中で兩者は仲違いするが、思想方面では周知の通り、呂惠卿は王安石の右腕として新法政策に貢獻した王學

られる。 る。

とを實證した。ただ前稿は資料上の整理を中心としたため黄裳の思想三禮關連の注の補訂作業を通して黄裳の經義が王安石注を踏まえるこ すなわち『周禮義』(後述)を王安石『周禮義』に從う經解であると 奇・黄裳講義、某氏集説、皆沿其義)」(『經學源流考』四)と、「黄裳講義」、 昭禹『詳解』、林之奇・黃裳『講義』、某氏『集説』の如きは、皆なそ である やその背景にある政治的・思想的狀況についての檢討は未着手のまま 論じているが、具體的な論證はなされていない。筆者は以前、 の義に沿う(宋王安石新經周禮義出、 黃裳と王學との閒柄についてはなお表層的な關係性が言われるのみで ら、黄裳の學術が王安石の影響を受けていると指摘されてきた。ただ、 從來、 經學方面における黄裳と王學との關係についても、古くは淸の甘鵬 「宋王安石『新經周禮義』出で、 黄裳の思想についても莊學という枠組み内での議論に限られる。 この呂惠卿宛ての書簡や蔡卞門下の林自(疑獨)との交流か ……自後宗之者、如王昭禹詳解、林之 ……自後之を宗とする者、 黄裳の 王

して看過できない。

「世界の経承という問題を考えるとき、黄裳の思想は決想史上ほとんど等閑視されてきたと言える。もっとも以下で論證するあった。また『宋史』や『宋元學案』においてもその名は見えず、思想史上ほとんど等閑視されてきたと言える。もっとも以下で論證するあった。また『宋史』や『宋元學案』においてもその名は見えず、思義』や衞湜『禮記集説』等の禮關係の注解に複數條載せられる程度で被自身の經解はほとんど世に知られず、南宋以後、王與之『周禮訂後自身の經解はほとんど世に知られず、南宋以後、王與之『周禮訂

中心に追跡し、彼の思想がどれほど王學を踏襲するのか、また王學門(小論では以上の問題を踏まえ、黃裳の思想に關して王學との關係を

思想史的廣がりを含めた觀點から論述を試みたい。下でない士大夫がいかにして王學を繼承したのか等について、王學の

黄裳と王學

に整理しておく。 黄裳の思想を檢討する前に、彼と王學門下との關係について概括的

以降、呂惠卿の派閥よりも王安石直門との繋がりを强めていく。 黄裳は熙寧七年(三十一歲)、呂惠卿に上引の書簡を送ったが、これ以降の遣り取りは確認できない。呂惠卿は當時、三經義修撰に伴って以降の遣り取りは確認できない。呂惠卿は當時、三經義修撰に伴って以降の遣り取りは確認できない。呂惠卿は當時、三經義修撰に伴って以降の遣り取りは確認できない。呂惠卿は當時、三經義修撰に伴って以降の遣り取りは確認できない。呂惠卿は當時、三經義修撰に伴って以降の遣り取りは確認できない。呂惠卿は當時、三經義修撰に伴って以降の遣り取りは確認できない。呂惠卿によ引の書簡を送ったが、これ以降、呂惠卿の派閥よりも王安石直門との繋がりを强めていく。

書にまで至る。すなわち黄裳と葉濤は共に曾布の派閥に屬し、また太曽を自身の傘下に置くべく高級官吏を養成するための機關として位置めて中書舍人に擧用された。黄裳も紹聖・元符のいわゆる紹述時に助役に着任している。彼は王安石の弟安國の女婿であり、後に曾布に助役に着任している。彼は王安石の弟安國の女婿であり、後に曾布に助役に着任している。彼は王安石の弟安國の女婿であり、後に曾布に助役に着任している。彼は王安石の弟安國の女婿であり、後に曾布にところで、この國子監直講の人事は王安石の肝煎りの改革によるもところで、この國子監直講の人事は王安石の肝煎りの改革によるもところで、この國子監直講の人事は王安石の肝煎りの改革によるも

ならば、黄裳は葉濤と同じ道を辿っていたかもしれない。士の時期が數年早い、もしくは經義局設置時に黄裳が太學生であったと文章によって神宗に賞されたように共通點も多い。かりに黄裳の進名文家として知られ、「政事何琬、文章葉濤」(李賢『明一統志』四四)學博士を歴任したように似通った經歷をもつのである。さらに兩者は

承者と見なしえよう。 術は知るべくもないが、 五六)。葉濤や孫諤、 太常博士・國子祭酒・中書舍人・禮部侍郎を歴任している(『宋史』 三 (『檀弓義』)によって王安石の知るところとなり、國子直講に補せられ、 葉濤と共に列擧される周常も福建建州の人であるが、その『禮記』解 みなしていた(『續資治通鑑長編』(以下、『長編』を略稱)四五三)。また 諸公咸推先生焉。 !列擧されている。朔黨の領袖であった劉摰は、「濤從王安石學」と 葉濤は政治面だけでなく學問分野においても王學の系統に屬す。 『周易新講義』に對する鄒浩の序には、「時陸公佃『詩』、 葉濤は『周禮』の専門家として陸佃や龔原といった安石高弟と共 葉公濤『周禮』、 先生蓋王文公之高弟也」(『周易新講義』鄒浩序) とあ 周常の注解は全て散逸しているため、彼らの學 周公常『禮記』、 陸佃や襲原といった高弟に匹敵する王學の繼 而先生 (龔原) 專以『易』授。 孫公諤 壟

でいる(周行己「沈子正墓誌銘」、『浮沚集』七)ように、この襲原もしく方、永嘉道學の周行己も襲原を程頤や呂大臨、林石と並んで師と仰いある。黄裳は襲原と張弼(字は舜元、號は葆光、嘉興人)の『周易解義』に序を附し、また黄裳は章惇とともにこの書を推薦した(『直齋書錄解に序を附し、また黄裳は章惇とともにこの書を推薦した(『直齋書錄解を別事件の『周易新講義』を著し、王安石の『易義』、安石門襲原については、『周易新講義』を著し、王安石の『易義』、安石門

安石の易學からの影響が少なくないと考えられる。
安石の易學からの影響が少なくないと考えられる。
安石の易學は北宋末から南宋初にかけて王學外にも相當の影響力をもは彼の易學は北宋末から南宋初にかけて王學外にも相當の影響力をもは彼の易學は北宋末から南宋初にかけて王學外にも相當の影響力をもは彼の易學は北宋末から南宋初にかけて王學外にも相當の影響力をも

陸佃との關係については、黃裳は哲宗崩御の濮議に關して陸佃と連を佃との關係について、北郊の成境に名が缺けているところを、黄の龕境内の星位について、北郊の成境に名が缺けているところを、黄の龕境内の星位について、北郊の成境に名が缺けているところを、黄の龍場の多證を採用して名を付したとの奏上がある(『宋史』禮志三)。また彼は、同じく王學門下で禮學家とした。」、「一五名で所見を具申している(『宋會要輯稿』(以下、『輯稿』と略稱)禮、一五名で所見を具申している(『宋會要輯稿』(以下、『輯稿』と略稱)禮、一五名で所見を具申している(『宋會要輯稿』(以下、『輯稿』と略稱)禮、一五名で所見を具申している(『宋會要輯稿』(以下、『輯稿』と略稱)禮、一五名で所見を開始。

心と志向は王安石や門下とほぼ重なり合う。じめとして『易』や老莊など王學の學問をほぼ網羅しており、その關想に係わる交流をもっていた。しかも黃裳の學問對象は『周禮』をはこのように黃裳は、王學を代表する直門や安石の學問を繼ぐ者と思

ては曾布の傘下にあったことはほぼ閒違いない。降の落職も曾布の失墜と軌を一にしていることから、政治的立場としから崇寧初までの黄裳の昇進は曾布の人事によるものであり、また以士大夫と公私共に親密な關係を構築した。ただ先述のように紹聖年閒士大夫と公私共に親密な關係を構築した。ただ先述のように紹聖年閒

らとは、元祐期以後ほとんど接點が確認できない。興味深いことに、他方、曾布と同じ王學門下にありながら新法を紹述した蔡京や蔡卞

等の福建士大夫と交流していたことが確認される。とりわけ陳瓘とは(②) の諫官であり王學批判者として著名な陳瓘や、楊時の門人である廖剛福建道學系士大夫とは良好な關係を築いていた。具體的には、舊法黨 見當たらない。 超黨派的に形成していた痕跡が窺えるが、 襲原等の王學穩健派と舊法黨の陳瓘等が蔡派包圍網とも呼べる陣容を 州に落職されている(『東都事略』一一四)。これらの事例から、 同鄕でほぼ同年代にあった楊時との交流は一次・二次資料ともに一切 は別の交流空間が存在していたことは確かであろう。ちなみに黄裳と も陳瓘と友人の閒柄であったために、 「二人實平生之友」と意外にも親友の閒柄であった。實は先述の襲原 黄裳はこの蔡派と距離を置いた一方で、 蔡京から連座の罪を問われて和 同じく反蔡派の立場にあった 少なくとも、 政治的利害と 黄裳や

成に王學が少なからず係わったことはほぼ閒違いなかろう。 の交渉がその中心を占める。すなわち彼の狀元獲得までの歩みは王學 の交渉がその中心を占める。すなわち彼の狀元獲得までの歩みは王學 とも交流をもつ黃裳の人脈からして、彼の思想的な立ち位置の檢 報に絡み合った重層的な様相を呈しており、ときに楊時系統の舊法黨 報にと、黄裳と王學門下との繋がりは政治的立場、學緣、地緣等が複 以上、黄裳と王學門下との繋がりは政治的立場、學緣、地緣等が複

三 狀元までの道程―新義の受容

見しておく。 ながら、黄裳がどのようにして自己の思想を形成していったのかを瞥至るまでの事跡のうち、特に思想にかかわるものを年代順に取り上げ至るまではまず、黄裳の二十一歳時の解試受驗から三十九歳の狀元に

約一年閒讀書に潛心する(「閱古堂記」、『演山集』一七)。の三年後に突如太學を拔け出し、河北眞定の閱古堂に引き籠もって、百名の他に外舍生百名が置かれた(『輯稿』崇儒一之三)が、黃裳はそ第する。熙寧元年(一○六八)、太學に入學。この年、內舍生の定數二結果は落第。二年後の治平三年、再び解試を受驗するも、またもや落結果は落第。二年後の治平三年、再び解試を受験するも、またもや落結果は落第。二年後の治平三年、再び解試を受験するも、またもや落

力的に行い、後進の育成に努めた。
カウに行い、後進の育成に努めた。
「周禮』、『莊子』等の講義を精う短い期間でありながら、『周易』や『周禮』、『莊子』等の講義を精招聘によるもので(「謝澶州韓諫議啓」、『演山集』二五)、約一年弱とい招聘によるもので(「謝澶州韓諫議啓」、『演山集』二五)、約一年弱とい為議院。この教授の任は右諫議大智議院)に至り、澶州州學教授の任に就く。この教授の任は右諫議大智議院)に至り、澶州州學教授の任に就く。この教授の任は右諫議大智議院

されたことは、後の黄裳の人生を決定付けた重大事となる。

『三經義』が完成し、同年七月十三日、宗室・太學・諸州府學に頒布

黃裳はこのような講學復興の契機を、學校での講義内容にみる。の努力により學校が整備され講學の風が興ったという(『演山集』一八)。赴任した當時、士人も學校も荒廢を窮め慘憺たる狀態であったが、璹澶州教授時の記錄である「重修澶州學記」によれば、韓璹が澶州に

受講生は太鼓を鳴らして講堂に入り、 學であり、 うようになったのは、 でいる。 遺意を發明していた。彼らはすでに記誦を厭い、 自ら卜占を行い、盛んに講義をし、 せる學びは、ごく僅かである。 北方の學は多くは耳から入ったことをすぐ口に出すような暗記の ……(澶州において)常に子弟の育成に努めて教育を行 そこに入らない實踐すべき人倫や、精神を思いめぐら 韓公からである。 私が澶州に赴任したとき、韓公は 師弟の關係は嚴格であった。 質疑や問答をして、 精義の學を好ん 先王の

(「重修澶州學記」、『演山集』一八) 之遺意。稍厭誦數、俱嗜精義。……往往相勉出其子弟而教之、自公始矣。) 之遺意。稍厭誦數、俱嗜精義。……往往相勉出其子弟而教之、自公始矣。) (「重修澶州學記」、『演山集』一八)

「口耳之間」は『荀子』勸學、「緒餘」は『莊子』讓王、「神遇」は「正安石による貢擧改革が施行された直後であり、はやくも地方におったという。この澶州における講義の內容は未詳であるが、時期的に生は「先王之遺意」を發明し、章句を嫌って經義を檢討するようにな生は「先王之遺意」を發明し、章句を嫌って經義を檢討するようにな生は「先王之遺意」を發明し、章句を嫌って經義を檢討するようにな生は「先王之遺意」を發明し、章句を嫌って經義を檢討するようになったという。この澶州における講義の內容は未詳であるが、時期的には王安石による貢擧改革が施行された直後であり、はやくも地方において章句から經義へと學のシフトチェンジが行われていたことを示しいて章句から經義へと學のシフトチェンジが行われていたことを示している。

關する資料としては、『周禮義』(『演山集』三八、三九)及びその序ですなわち新義の學に沿うことは必至であった。澶州教授期の講義に黃裳は韓璹によって招聘された手前、その地での講義は韓璹の意向、

起因となったことは確かであろう。 述の王安石による新義修撰とこの黄裳による講義の時系列的關係から であり、 この熙寧十年の澶州での講義錄『周易義』、『周禮義』が最も早い著作 つつ經義の學を受容していったのであるが、それが後年の狀元獲得の は後述)。ともかく黄裳は王安石『周禮義』を襲い講義活動に從事し 義』に觸發され、その思想を形作った可能性が窺えるのである(詳細 推測すれば、黄裳の學が『三經義』、 しているが、幸い 義』(一篇、 あるー 興味深いことに、『演山集』中の思想關連の論述に限って言えば、 講周禮序」 それ以前の著述にはほとんど思想的な言及が見出せない。上 『經義考』二一)は「澶州講易序」を遺すのみで本文は散佚 (同二二)、 『周禮義』については『演山集』に六篇を收錄する 「澶州講易序」 特に王安石の主著である『周禮 が現存する。 『周易澶州講

「「順興講莊子序」、「演山集』一九)。 で順興講莊子序」、「演山集』一九)。 「順興では『莊子』の講義を行い、後に『莊子義』としてまとめられた 「「順興では『莊子』の講義を行い、後に『莊子義』としてまとめられた 「「東」では『莊子』の講義を行い、後に『莊子義』としてまとめられた 「「東」では『莊子』の講義を行い、後に『莊子義』としてまとめられた 「論正子、「演山集』二三)、「演山集』一五)。 「「順興講莊子序」、「演山集』一九)。

した罪で罰銅三十斤に處せられた。なお、狀元獲得後に越州簽判・太位が變更されたことで知られ、考官の蘇頌らは黃裳を不當に低く採點狀元を獲得する。この元豐五年の殿試は神宗の意向によって狀元の順狀元を獲得する。この元豐五年の殿試は神宗の意向によって狀元の順策。同二十四日、殿試にて初め第五甲であったが、神宗の拔擢により第。同二十四日、殿試にて初め第五甲であったが、神宗の拔擢により第。同二十四日、殿試に臨み榜首登第を果たす元豐四年(一○八一)秋、南劍州の州解試に臨み榜首登第を果たす

槩も同職に任命されている(『長編』三三四) 推測される。 跡からみて絶大であり、王學によって自己の學問を形成していったと 結實した。 學博士に除せられたが、このとき王安石門下で『老子注』を著した劉 王學の廣がりを知る上でまたとないサンプルを提供してくれると言え の思想を研究することは彼の思想の獨自性を明らかにすることに止ま た講義活動に從事しつつ、その成果は神宗から狀元に拔擢という形で ぼ時を同じくする。黄裳は上述のように熙寧十年前後から新義に沿っ 知の通り、 《裳の青年期から狀元獲得までの學問遍歷は王學の新義の展開とほ 王學門下でない士大夫が王學をどのように受容したのかという この學問遍歷の過程において王學が與えた影響は、 (佚文)や龔原『周禮圖』(佚文)、陳祥道 『周禮詳解』が現存するが、 その具體的な檢證は後章で取りあげるが、ひとまず黃裳 黃裳の周禮解釋 その足

> のか、 されなかったと考えられる。 である。 の提示を主眼とした『周禮義』に對して名物方面から師説を補强した の念から門下はあえて『周禮義』に觸れなかったのか、あるいは理念 論攷はほとんどなく、陸佃等の論文を除けば また安石門下の蔡卞やその弟子の林自においても『周禮』關連の注や における『周禮義』の受容・繼承を檢證する資料としては十全でない 王學門下の經解から實證する必要があるが、該當資料の多くが 畢竟、王學において『周禮義』の深化を圖るような試みはな 官學としての權威もしくは師説への畏敬 『周禮義』の引用すら稀

關する議論を多數取りあげており、資料的には比較的惠まれている。 はそのほかにも「雜説」(『演山集』卷四七~六○)において『周禮』に 片や黄裳には安石注と同名の『周禮義』なる注解が存在する。 ではこの黄裳『周禮義』及び「雜説」等の周禮關連の論攷は、 王安

散逸しているためその究明は容易でない。

『字説』 されたいが、搔い摘んで言えば、 出する解釋は『周禮正義』の鄭注賈疏にはみられず、またそれ以後に 造的な意味を見出す點にある。このような經文の體系性を最大限に抽 捉える。 の文字解釋と結び付けた。 も現れなかった。さらに王安石は『周禮義』の構造的解釋を『字説』 った各事項、 王安石『周禮義』の特徴は、六官の連續性や六典・八法・八則と石『周禮義』といかなる關係にあるのであろうか。 の會意による意符の組み合わせが相互補完的な關係にあると その端的な例として「宰」 さらに職掌の序列等の順序に焦點を當て、その配列に構 詳細については土田健次郎氏の分析を参照 『周禮義』の持つ序列的な體系性と の字義が擧げられる。

覆って處置するのは治官の管轄である。 (の罪を明らかにして處罰するのは刑官の管轄である。 治官は教にすら及んでい 人の罪を

書』等で、 の『禮象』 で占められていることによる。具體的には、 は門下の經解が のように繼承されたのかについてはいまひとつはっきりしない。これ 表とする。 「周禮義」を正面から繼承したものではない。 [佃等の門下の手になる『詩義』、『書義』をあわせた「三經義」を代 王昭禹 かつ内容も科學對策用の參考書という性格が强いため、 これらは概して禮の細目や名物關連の注釋であり、 ただ、王學の主軸である『周禮義』が王學內部においてど 王學の經解は王安石の親著である『周禮義』と王雱や 『周禮』でなくその周邊の訓詁・名物といった細目 編者の王昭禹なる人物が未詳 安石の高弟である陸佃 周禮系經解としては唯 『禮書』、陳暘 王安石 王學 『樂

の罪を覆うことを意味する。る。それゆえ「宰」の字は、「宀」と「皐」の一部からなり、人ないのだから、刑に對しては當然であろう。宰は上位の治官であ

各職掌における差異に反映させて解釋する。味に加え、天官の冢宰としての字義も織り込み、治官・教官・刑官の辜也」を襲う。ただ王安石は、「宀」を人の罪(辛)を覆うという意この「宰」の字説は『説文』の「辜人在屋下執事者。從宀從辛。辛、

のように説く。 黄裳は、この王安石の「宰」の『字説』を踏まえて冢宰の字義を次

ある。 徒が地官たるゆえんである。先王の治において、政は禮を立てる 司ることができ、愚衆の善惡を飼い慣らして教化する。これは司 低く親しく、萬物を生成する者である。萬物を生成する者だけが 置することによる。これは冢宰が天官たるゆえんである。地道は 此司徒所以爲地官。先王之治、有政所以立禮、 所以爲天官。地道卑而親、成物者也。惟成物者爲能司、牧愚衆之善惡而敎之。 よって暴虐な處罰がされることはなく、 ための手段であり、刑は教を助けるための手段である。 けが天下を覆うことができるのは、やはり愚衆の罪過を覆って處 天道は高く尊く、萬物を創造する者である。萬物を創造する者だ (天道高而尊、 出て政や刑となるに至るまで、これ以外の道理はない。 おもうに治官が道を本とすることから、道(の作用)が 造物者也。 惟造物者爲能覆、 蓋愚衆之罪過而治之。此冢宰 一つの道に基づくのみで 有刑所以弼敎。 政不爲虐 政や刑に (天

相互補完的關係にあることを解くのである。
田互補完的關係にあることを解くのである。
田互補完的關係にあることを解している。また黄裳は王安石の治・教・刑の關係論を敷衍させ、定解釋している。さらに黄裳は「天道―尊」「地道―親」という王義を確定している。さらに黄裳は「天道―尊」「地道―親」という王義を確定している。さらに黄裳は「天道―尊」「地道―親」という王義を確定している。また黄裳は王安石の治・教・刑の關係論を敷衍させ、のように黄裳も王安石と同じく『周禮』に潜在する序列的體系性に着のように黄裳も王安石と同様に、「冢宰」の地位が六官の頂點にあることを、天が萬相互補完的關係にあることを解くのである。

ほぼそのまま援用する。 また官職や各事項においても、黄裳は安石の體系的な序列關係論を

○王安石

所不能正、 終則有始、 はありえない。 事には手をつけない。 しのぎえぬようになり、事 では正しえぬようになり、その後で刑ということになる。 禮では服させえぬようになり、その後で政ということになる。政 なる。教では化しえぬようになり、その後で禮ということになる。 おもうに、治では及びえぬようになり、その後で教ということに (蓋治所不能及、 不可窮也。 然後刑。 然後敎。敎所不能化、 かくて邦の「事」で終えているのである。 刑所不能勝、 故以邦事終焉。)(『周禮義』天官小宰注 事の件が終わればまた始まり、 (民力向上)を圖る。刑でしのげれば、 則有事焉。 然後禮。 刑之而能勝、 禮所不能服、然後政。 則無事矣。 窮まること 刑では 事

○黄裳

る。事は治教禮政の終始窮まりがないことをいう。禮を得るには政が必要である。刑は治教禮政を補佐するものであ治を制するには教が必要である。教を行うには禮が必要である。

此者也。)(「策 問取士」、『演山集』四三)(制治必有教。行教必有禮。得禮必有政。刑則輔相乎此者也。事則始終乎

であり、黄裳注も王學と同じ路線をとることがわかる。であり、黄裳注も王學と同じ路線をとることがわかる。では右の安石注を敷衍して六官に『易』の乾坤元亨利貞を當てはめてでは右の安石注を敷衍して六官に『易』の乾坤元亨利貞を當てはめてに説明する。兩者の類似は一目瞭然であろう。王昭禹『周禮詳解』狀に説明する。兩者の類似は一目瞭然であろう。王昭禹『周禮詳解』狀に説明する。兩者の類似は一目瞭然であろう。王昭禹『周禮詳解』狀に説明する。兩者の類似は一目瞭然であり、黄裳は王學石と同様に治(天官)・教(地官)・禮(春官)・政(夏官)・

れるのである。 れるのである。 は、この點にこそ黄裳の最も際立った周禮解釋の特徴が認めらにおいても構造的な連關があるとする。王安石『周禮義』と比較いまえた上で、各官の職掌上の關係のみならず、その職を擔う官吏のいるしかし黄裳は六官の序列的構造を單に踏襲するのではない。それをしかし黄裳は六官の序列的構造を單に踏襲するのではない。それを

うのは、 ものである。根本があって文飾がなく、體があって用がないとい 名付けえない道は、立ち現れて大常となり六典を具え、天下に降 言葉があり、 を擔當する。 って大要となり八則を具える。 全な狀態ではない。 て應對することなく、 道の完全な狀態ではない。それゆえ治官は道を成すこと 徳を頼りにすることなく、 人への態度には それゆえ教官は徳を成すことを擔當する。仁 行いによって態度を示さないのは、 (適切な) より詳細な八法は、さらに降った 行いがある。言葉によっ 人との應對には (適切な) 德の完

擔當する。

而有言、 下與民同患。耳以謀之、口以命之、施於有政、然後聖人之道具焉。故政 禮爲本。)(「雜說」、『演山集』五四) 治以道爲本、敎以德爲本、禮以仁爲本、 官以成聖。 不仁也無禮、不智也無義。禮者節文仁義者也。故禮官以成仁。內與天同德 有本而無文、 (無名之道、立爲大常而有六典、降爲大要而有八則、八法之詳則又其降者也 以表人而有行。 五刑除害去累。故刑官以成義。百工明法顯度。故事官以成禮。 有體而無用、 無言以應、無行以表、 非道之全。 故治官以成道。 政以聖爲本、刑以義爲本、事以 非德之全。 無待之德、 故教官以成德。

「耳」と「口」の會意から政治と聖人との關係を說いている。「耳」と「口」の會意から政治と聖人との關係を說いている。このうち政官が「聖」、事官が「禮」であるとする箇所は他ではる。このうち政官が「聖」、事官が「禮」であるとする箇所は他ではる。このうち政官が「聖」、事官が「禮」であるとする箇所は他ではる。このうち政官が「聖」、事官が「禮」であるとする箇所は他ではる。このうち政官が「聖」、事官が「禮」であるとする箇所は他ではる。このうち政官が「聖」、とりついた。「一禮官、聖一政官、義めて具現化されるという。以下、徳一教官、「字説」の方法に倣ってはじいる。

すなわち官僚機構

注意すべきは各職掌とその徳目との關係である。

ることができよう。 ることができよう。 を職掌に内在する道義性を官僚が具體的な行爲として示すこと 構は、各職掌に内在する道義性を官僚が具體的な行爲として示すこと ではじめて機能するという、官僚倫理を本意とした六官構造と評價す ではじめて機能するという、官僚倫理を本意とした六官構造と評價す の制度的な體系性は、各官職の擔當者が具體的な職掌を通じて道德的

はたいにない。 これである。人とは政治の道具を用いる者である。 というの官僚論は、法に關する次の解釋にも示されている。 である。 動度としての官職と共に、それを擔う官吏の道義的責任を求める黄

善に趨かせるのみである。 善に趨かせるのみである。人とは政治の道具を用いる者である。 、た王の法は、もとより完全である。優れた人を官に任ずることなくこの法を用いる、あるいは優れた法によって民を虐げることは、たまさか法の罪ではあるまい。このことから先王の優れた法は、そとより完全である。優れた人を官に任ずることな法とは政治の道具である。

趨善而已)(『周禮義』「官刑上能糾職」、『演山集』三八)則或以善法厲民者、豈法之罪歟。是故先王善法、則善其人、……作人以(法者治之具也。人者用治之具者也。先王之法、固善矣。不得善人而用之、

あれば、 壁題名記」、『王文公文集』三四)と安定的な制度の裏付けには善良なる 系性の提示に主眼を置いたため、 官吏が求められるとする。ただ王安石『周禮義』では、 められず からざれば、則ち法有るも守れず、 人閒に左右される。天下の法度を重視する王安石においても、 たとえ先王の法が完備するとも、 その法は機能しないように、制度は最終的にそれを運用する (吏不良、 則有法而莫守、 それを運用する官吏の行いに問題が 官僚倫理としての役割はその背後に 法不善、則有財而莫理)」(「度支副使廳 法善からざれば、則ち財有るも理 制度のもつ體 「吏良

> 點にあると理解できる。 點にあると理解できる。 書きる。言うなれば、黃裳の周禮思想の特徴は『周禮』の制度論に内 で支えるのは官職とその職を擔う官吏によるものとし、官吏は各自の を支えるのは官職とその職を擔う官吏によるものとし、官吏は各自の としており、一見しただけではその價値に氣付きにくい。一方、黄

五 大宰觀

の大字觀について檢討していきたい。 をどのように捉えたのであろうか。以下では王注と比較しながら黃裳権限を與えられていることは先學も指摘している。では、黃裳は大宰は限を與えられていることである。また大宰が經文以上に特別のよいても大宰が頻繁に登場し、大宰と他の官職との關係を意識させるおいても大宰が頻繁に登場し、大宰と他の官職との關係を意識させる

まず王注では、やはり大宰に獨斷的地位を與える。

大宰は六官のなかで最も高い地位にある。

(大宰于六官特尊焉。)(『周禮義』 天官大宰注)

ぽっこことに、こうだっこ。 補佐する」と言うのは、道を補佐する」と言うのは、道を論じて王を助けるのではなく、道を冢宰(大宰)は六官のなかで最も高い地位にある。經文に「王を

擔ってこれを行うためである。

《引春》》 : () 、 () 、 () 、 () 、 () 家宰於六卿莫尊焉。而曰佐王、則爲其非論道以助王也、作而行之而已。)

(『周禮義』 天官大宰注)

而行之、謂之士大夫」として、道の主導者は王であって、それを行動「作而行之」は冬官考工記の語。經文では、「坐而論道、謂之王公。作

で示す者は士大夫とされる。また賈疏においても「言人徳者、坐而論道是也。言人能者、作而行之是也」(『周禮注疏』三九)とあるように道是也。言人能者、作而行之」の正とを言うが、「重大事を擔當する」について「王」と言わないのは、大事を擔當するのは大宰だからについて「王」と言わないのは、大事を擔當するのは大宰だからである。……大宰以外の百官において「大事」と言うけれども「作」とは言わないのは、重大事は大宰のみが擔當するためである。 (「抵治朝」言「王」、而「作大事」不言「王」、則「作大事」者大宰故也。 で示す者は士大夫とされる。また賈疏においても「言人徳者、坐而論で示す者は士大夫とされる。また賈疏においても「言人徳者、坐而論で示す者は士大夫とされる。また賈疏においても「言人徳者、坐而論で示す者は士大夫とされる。また賈疏においても「言人徳者、坐而論で示す者は士大夫とされる。また賈疏においても「言人徳者、坐而論で示す者は主大夫とされる。また賈疏においても「言人徳者、坐而論

指彈している。

・ は、という特権は、もはや經文の主旨を逸脱重大事には大宰だけが當たるという特権は、もはや經文の主旨を逸脱重大事には大宰だけが當たるという特権は、もはや經文の主旨を逸脱重大事には大宰だけが當たるという特権は、もはや經文の主旨を逸脱重大事には大宰だけが當たるという特権は、もはや經文の主旨を逸脱重大事には大宰だけが當たるという特権は、もはや經文の主旨を逸脱重大事には大宰だけが當たるという特権は、もはや經文の主旨を逸脱

天官大宰注

大僕より親しきはなし。故に牲事を贊くは、此の兩官を以てす(大臣治むるは、大宰より尊きはなし。近臣衆きも、與る所その身を正すはじる。例えば夏官大僕注において、「大臣衆きも、與かる所その人を大宰と一般官吏との關係についても、王安石は常に大宰を中心に論

まられる。 東突、所與治其人、莫尊於大宰。近臣衆矣、所與正其身、莫親於大僕。故贊 大宰を登場させ、大宰との關係を軸に注釋される。この他にも大宰と 大宰を登場させ、大宰との關係を軸に注釋される。この他にも大宰と 大宰を登場させ、大宰との關係を軸に注釋される。この他にも大宰と 大容を登場させ、大宰との關係を軸に注釋される。この他にも大宰と 大容を登場させ、大宰との關係を軸に注釋される。この他にも大宰と 大容を登場させ、大宰との關係を軸に注釋される。 大字の間の上位に大宰が措かれることを强調することで、大宰の權限を とあるように、經文にはない 来矣、所與正其身、莫親於大僕。故贊 えられる。

後能應。此所以「會官治」也。)(「問取士」、『演山集』四三)(以其事之大者、必合六官之力而後能任。以其事之變者、必衆六官之智而

重視で占められる。一方で黄裳は大宰を重視しつつも、同時に六官のと六官における分掌を言うこともあるが、比率としては壓倒的に大宰邦事、則雖冢宰、亦有所分掌」(楊時「辨一善神宗日錄辨」、『龜山集』六)もちろん王安石も、「冢宰只掌邦治、即不掌邦教、邦政、邦禮、邦刑、もちろん王安石も、「冢宰只掌邦治、即不掌邦教、邦政、邦禮、邦刑、

言いつつ、大宰の專權色を抑制している。 次の「邦國」の統治をめぐる解釋では、黃裳は王と大宰との共治を協力によって事態に對應していくことも主張するのである。

○王安石

めるのは、その職の細かなものである。なものである。八灋によって官府を治め、八則によって封地を治大宰が六典によって王を補佐し邦國を治めるのは、その職の大き

其職之小者也。)(『周禮義』天官大宰注)(大宰以六典佐王治邦國、其職之大者也。以八灋治官府、以八則治都鄙、

○黄裳

はそれを補佐するのみである。を獨占できない。それゆえ邦國を統治するのは王を主とし、大宰邦國は統治における大きなもので、王は獨任できず、大宰も聽政

則佐之而已。)(「雜說」、『演山集』五四)(邦國治之大者、王不能獨任、大宰不得專聽。是故治邦國以王爲主、大宰

甫仂殳こ上まる。 は認められないものの、あくまで王こそが主宰者であり、大宰はその 面に押し出しているが、黄注では王・大宰ともにどちらか一方の專權 邦國の統治において、王注では王の補佐を言いながら大宰の役割を前

「百工飯化八材」、『演山集』三九)(財成天地之道、輔相天地之宜、王之務也。大宰以道佐王者也。)(『周禮義』のは王の務めである。大宰は道によって王者を補佐する者である。「天地の道を裁(財)成し、天地の義を輔ける」(『易』泰卦象傳)

箇所の王注では王には觸れず專ら大宰の說明に終始する。一方で黄裳この「百工飭化八材」は天官大宰の「九職」に關する注であるが、同

ような解釋を取らないのである。圖るのに對し、黃裳は經文と同樣に過度に大宰職の權力を擴大させるの域を出ることはない。要するに、王安石は大宰への權力の一元化をは先の邦國の注と同じく王の主體性に意を置きつつ、大宰の任は補佐

吾妻重二氏は「王安石が、政權全體をコントロールする『周禮』大客重工氏は「王安石が、政權全體をコントロールする『周禮』大字の地位に宰相としての自分を重ね合わせていたことは閒違いない」に微妙なズレをもたらしたと言える。このことは黃裳『周禮義』六篇のうち、「考其德行道藝而勸之」が地官州長、「辨廟祧之昭穆」が春官に微妙なズレをもたらしたと言える。このことは黃裳『周禮義』六篇の方、「子其德行道藝而勸之」が地官州長、「辨廟祧之昭穆」が春官のうち、「考其德行道藝而勸之」が地官州長、「辨廟祧之昭穆」が春官のうち、「考其德行道藝而勸之」が地官州長、「辨廟祧之昭穆」が春官のうち、「考其徳行道藝而勸之」が中では、政治權力の强化を大宰とするように、半數以上が大宰以外の官に焦點が當てられていることとするように、半數以上が大宰以外の官に焦點が當てられていることとするように、戦務遂行に伴う倫理を説いており、『周禮』の教育的效果を考える上でも興味深い論攷であるが、本稿では紙幅の關係上、後稿に譲ることとする。

れこそが周禮思想の鍵であるとして正面から取り組み、王安石の經義とは、その官職の連續的構造や『字説』の應用といった觀點からみてり込んだ。この『周禮義』と『字説』の應用といった觀點からみてり込んだ。この『周禮義』と『字説』の應用といった觀點からみてり込んだ。この『周禮義』と『字説』の應用といった觀點からみて上學門下にも對立者の論にも觸れられることはなかったが、黄裳は王安石の周禮思想の要とも言える『周禮』の序明白であろう。黄裳は王安石の周禮思想の要とも言える『周禮』の序明白であろう。黄裳の周禮解釋が王安石『周禮義』を基に構想されたことは、そのように王安石と黄裳の大字觀には微妙な差異も確認されるが、このように王安石と黄裳の大字觀には微妙な差異も確認されるが、このように王安石と

得難い貴重な視座を提供してくれるのである。あり、これらの資料は王安石『周禮義』の繼承を考える上で、他ではの掘り起こしを試みた。その成果が黃裳『周禮義』および「雜說」で

六 結 語

起因するところが少なくない。 げて締め括りたい。その主な原因は以下に示すように王學との關係に最後に黃裳の思想が現今まで俎上に載せられなかった理由を複數學

接的な學の傳授はなかったと言える。 第一に、黃裳の王學への接し方にある。黃裳はそもそも王學門下で第一に、黃裳の王學への接し方にある。黃裳は陸佃や龔原といった安石の直門よりもはない。十代の頃一度だけ王安石に會う機會を得たが、以後兩者の面はない。十代の頃一度だけ王安石に會う機會を得たが、以後兩者の面に、黃裳の王學への接し方にある。黃裳はそもそも王學門下で

はみられない。 を顯彰する文言は散見されるが、表立って王學を表彰するような態度 感悟其固有者)」(「青州學記」、『演山集』一八)というように、 りして、 表」、『演山集』二六)、「今の學士、乃ち神考の發明せらる六經の要妙よ 治は兩漢を超ゆ(恭惟神宗皇帝學本六經、治超兩漢)」(「謝賜神宗皇帝御集 裳の上奏文をみると、「恭しく惟うに神宗皇帝 第二に、黄裳自身の王學に對する微妙なスタンスが擧げられる。 實際は王安石による新義の學を指すと思われる。 その固より有る者を感悟す(今之學士、乃自神考發明六經之要妙 著して新説と爲す ただ、この黄裳の言う神宗による六經の學とは、 (推於六經、 著爲新說)」(同右)とあるよ 學は六經に基づき、 神宗の學 黄

> うち王學を支持する者も相當數あったと思われるが、その實態が と好まざるとにかかわらず王學を範としなければならなかった。 かったのである。 王學という微妙な二重性により、 れを象徴する事例であって、 接的な贊同の姿勢を見えづらくさせたと考えられる。 から直接的な王學の稱揚は憚られたのであり、このことが王學への直 思想に共感を寄せつつも、 ていよう。すなわち黄裳に限らず王學に屬さない士大夫は、 ひとつ把握しがたいのは、 知の通り、熙寧から元豐期にかけて科擧を受験した士人は、 官學としての權威や新法政策に絡む政治性 彼らの王學に對する屈折した態度が關係し 表層は神宗の學でありながらその實態は 宋代思想史上に姿を現わすことはな 黄裳の思想はそ 王安石の

をさせたことを黄裳は記錄している。 州學記」、 寧改元、皇帝慨然有感、 の遺意を盡述せんと欲す。 のである。實際、「崇寧改元、 倒であったという通念を再檢討する作業が思想史的角度からも必要な まりつつあり、思想研究方面においても同様の檢證が求められよう。 ベ研究が進んでおらず、宋代思想の空白期となってしまっている。もる。そもそも黄裳の後半生である徽宗朝の思想自體が前後の時代に比る。 深化が求められよう。 した思想的役割は通説以上のものがあると思われ、 すなわち暗愚な風流天子という徽宗に對する見直しと、道教政策一邊 っとも近年、歴史學分野での徽宗朝研究の再考により新たな評價が固 第三に王學研究、とりわけ門下の思想研究の遅れに原因の一 『演山集』一八) 將欲盡述神考興學之遺意、 ٤ 乃ち有司に講義せしめ以て聞くを詔ぐ(崇 徽宗が神宗の學を繼承すべく有司に講義 皇帝慨然として感有り、 徽宗朝初期において王學が果た 乃詔有司講義以聞)」(「靑 今後更なる研究の 將に神考興學 一端があ

第四に、より根本的な視角からみて、黄裳研究の遅れは宋代思想史できではなかろうか。

のは、 な視座を提供してくれる。一般に門人において必ずしも師説の核とな 師弟關係になかったため、 著名な思想家たちの思想を頂上史として再構成する思想史を否定した 想史の通念とされる枠組自體が障壁となっている可能性がある。ただ、 え弟子の思想から師説を逆照射することは、 ころ師説は必ずしも弟子に繼承されるわけではないのである。 (®) には師の思想的根幹をなす理や敬の工夫がさほど重要視されず、二程 れる現象である。 る思想が繼承されないことは、王學に限らず他の學派でも廣く確認さ 論をいま一度掬い上げる作業が必須であることを主張したいのである。 なものへとするために、思想史上の圖式から拔け落ちている周邊の議 繼承は後の朱熹によって果たされたことはよく知られる。つまると |種々のメリットがある。わかりやすいところでは、黄裳は王安石と .譯ではない。從來の思想史研究の成果を踏まえて、それを更に豐穰 黄裳のような王學門下でない人物から王學の思想的特性をみること 黄裳と王學との關係が思想史上において一顧だにされず現在に至る 無名の人物から思想史を再構築することの必要性をここで說きた 王學へのアプローチに問題があるのみならず、從來型の宋代思 例えば程頤の弟子である謝良佐や游酢、 王門に比べかえって彼の思想はより相對的 實際は想像以上に困難な 楊時の思想 それゆ

思想はまさにそのケースに該當する。たって門下よりも師説に忠實である場合も存在するのであり、黃裳のたことから容易に察せられる。要するに師弟關係にない人物の方がかたように王安石の主著である『周禮義』や『字説』が繼承されなかっ作業となる。王學についてもこの例に漏れないことは、本論で言及し

提起されることになるのである。

究というより廣い視點から更に繼續して考察を試みる所存である。を通じて、上述の王學門下研究との關連のみならず、徽宗期の思想研みたが、結果としてはまだ緒に就いたばかりである。今後も黄裳研究みたが、結果としてはまだ緒に就いたばかりである。今後も黄裳研究本稿ではこのような問題意識のもとに黄裳の思想について解明を試

注

1 每頁二十行、 代に周亮工(字は元亮、 を端方、字は子敬、 本稿で底本にした靜嘉堂文庫所藏『演山先生文集』六十卷附錄 謝肇淛 (字は在杭 每行二十字、 號稻人、 號は櫟園、 福建長樂人) 版心には「小草齋抄本」とあり、 湖南祁東人)を經て陸心源の藏となった。 減齋、 藏書の小草齋影宋鈔本であり、清 河南祥符人)、李馥 晉安謝氏 (又の名

家藏圖書」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書。の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書。」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書。」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏圖書」の朱文大方印と、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏」といいて一声など、「周元亮鈔本」の白文方印、「曾在李鹿山家藏画書」の朱文方印、「『東京記書」の「東京」といいて、「東京」といいで、「東京」といいて、「東京」といいでは、「東京」といいて、「東京」といいて、「東京」といいて、「東京」といいて、「東京」といいて、「東京」といいでは、東京」といいで、「東京」といいて、「東京」といいて、「東京」といいいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいて、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」)といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」をは、「東京」といいでは、「東京」といいでは、「東京」をは、「東京」

- これ以降の交流は資料上からは全く確認できない。する時に黄裳は詩を送っている(「送林疑獨教授」(『演山集』二)。ただ、(4) 林自との關係については、元祐六年に林自が京を離れ鄆州教授に赴任

老莊思想史第七章

- 所收「第五章 宋元時期的莊學(上)第八節 黃裳的莊學思想」。(5) 熊鐵基、劉國盛他編『中國莊學史』(人民出版社、二○一三年)(上)
- (6) 前掲注(1)拙稿を参照

- (宋代詩文研究會會誌『橄欖』一五、二○○八年))。 二○○七年、種村和史譯「『太學體』およびその周邊の諸問題について」(7) 朱剛「『太學體』及其周邊諸問題」(『文學遺產』二○○七年第五期、
- (『東洋史研究』四六-三、一九八七年)「二 三經新義編纂」を参照。「三經新義修撰通考」、及び近藤一成「王安石の科學改革をめぐって」「三經新義修撰通考」、及び近藤一成「王安石の科學改革をめぐって」皆建州人也。」(『長編紀事本末』七。經義局の編纂過程については、程皆建州人也。」(『長編紀事本末』七。經義局の編纂過程については、程服、烏程。(邵)剛、常州。(葉)唐懿、南劍州。(葉)杕・(練)亨甫、服、烏程。(邵)剛、常州。(葉)唐懿、南劍州。(英)杕・(練)亨甫、王安石曰、今乏人檢討文字、若修撰即自責呂惠卿。上乃許之。(朱)
- 十七卷第一號、一九八八年)と評する。 る」(「中書檢正官―王安石政權のにないてたち―」(『東洋史研究』第四(9) 熊本崇氏は「習學公事は檢正官における安石の政治構造の完結でもあ
- あるが、現存の『宋史』に右の言は見えない。神宗嘗書何葉二子姓名於御屛、曰、「政事之才何琬、文章之才葉濤」」と(10) 『御定淵鑑類函』卷二九二にも同文を載せる。その小字注に、『宋史』
- ては明、徐象梅『兩浙名賢錄』一、張葆光の條を參照。(12)「張舜元講易序」、『演山集』二二。黄裳と張弼とのエピソードについ
- 章 荊公新學對宋代學術思想史之影響」に考察がある。(13) 襲原と永嘉學派との關係については、劉成國『荊公新學研究』「第五
- 事略』一○一)、曾紱は曾布の子(『輯稿』職官六三之七)、陳積中は陳集』清抄本附錄、『全宋文』一七七册))。蔡脩は蔡卞の子(王稱『東都七女婿也」(程瑀撰「宋端明殿學士正議大夫贈少傅黃公神道碑」(『演山七 新請郎中書舍人張擴、左承議郎監察御史陳積中、朝請郎坊州僉判李悱、河、「奉直大夫直祕閣知單州蔡脩、承議郎河州通判陳詳、承奉郎曾紱、左

黄裳の周禮思想

- 晹の子(『淳熙三山志』二七)。
- 15) 廖剛「望江南二首送黃冕仲知福唐」(『高峯文集』一○
- (6) 陳瓘は王學批判者として著名であるが、その學問についてはむしろ王皆被薫染、大片說去」(『朱子語類』九七)と陳瓘における王學の薫重をと異なるのは王安石の學が混ざり込んでいるからと述べた後で、「當時と異なるのは王安石の學が混ざり込んでいるからと述べた後で、「當時と異なるのは王字批判者として著名であるが、その學問についてはむしろ王皆被薫染、大片說去」(『朱子語類』九七)と陳瓘における王學の薫画を
- (7) 「淵紹聖閒嘗在京師、是時、了齋(=陳瓘)官博士、黃冕仲爲禮部貳仰、二人實平生之友、而了齋登科先於冕仲、書問之閒、雖各以字呼不爲過、而了齋以冕仲旣作侍從、止稱其官、蓋厚之也。(陳淵「與梁兼濟提刑」、『默堂集』一七)。「默堂」とは陳淵のことであり、陳瓘の族孫で陳瓘と楊時に學んだ道學系統の士大夫である。陳淵の思想については、市來津由彦「陳淵の思想―北宋末南宋初における道學繼承の一樣態―」 「廣島大學文學部紀要』五八(普通號一)二一-四〇、一九九八年)、の 「『廣島大學文學部紀要』五八(普通號一)二一-四〇、一九九八年)、の 「『湖智聖閒嘗在京師、是時、了齋(=陳瓘)官博士、黃冕仲爲禮部貳年)所收)を參照。
- るように、龔原とも反蔡派の同志として良好な關係にあった。18) 陳瓘は「陳瓘擊蔡京、原(=龔原)與陳瓘善」(『宋史』三五三)とあ
- 19) 前掲注(8)近藤氏論文「一 貢擧新制」を參照。
- 質を象徴している」と評する。の頂點に神宗の意向が在る、という意味で貢擧新制の「主觀試驗」的特20) 前掲注(8)近藤氏論文では元豐五年の殿試を、「考官の主觀的意向
- (大修館書店、一九二九)所收)、庄司莊一「王安石の『周禮新義』の大法及び新義」(『儒學の目的と宋儒(慶曆至慶元百六十年閒)の活動』(21)『周禮義』の專論及び關連する論文としては、諸橋轍次「王安石の新

第五章「《周官新義》研究」、Peter K.Bol, Wang Anshi and the Zhouli 教・佛教をめぐる考察─』(關西大學出版部、二○○九年)所收)、方笑 編『中國古代禮制研究』京都大學人文科學研究所、一九九五年、 淺識」(『河南大學學報』一九八五年第四期)、土田健次郎「王安石にお 逍遙』(角川書店、一九九三年)所收)、劉坤太「王安石《周官新義》 宰について」(『集刊東洋學』二三、一九七〇年、 中國歷史文獻研究會、二〇一四年))等がある。 History, 2010 中文譯は方笑一「王安石與《周禮》」(『歷史文獻研究』 『關西大學東西學術研究所研究叢刊 三一 宋代思想の研究―儒教・道 制度・地域社會』汲古書院、一九九三年、 ける學の構造」(『宋代史研究會研究報告第四集 (Statecraft and Classical Learning: The Rituals of Zhouin East Asiar 二〇〇二年)所收)、吾妻重二「王安石『周官新義』の考察」(小南一郎 『北宋新學與文學―以王安石爲中心』(上海古籍出版社、二〇〇八年) のち『道學の形成』(創文社 宋代の知識人―思想 のち『中國哲史文學

- (22) 前揭注(21) 土田氏論文。
- 前揭注(21)庄司氏論文。

せていただいた。

25

においても「大宰」の「大」を「太」に作る箇所もあるが、本稿では煩(26)「大」、「儒藏本」・「四庫本」・「全宋本」は「太」に作る。以下、底本

- を避けて「大宰」に統一する。
- (27) 前掲注(21) 吾妻氏論文「五 新法諸政策との關係」。
- 参照。 上河圖」と徽宗の時代―そして輝きの殘照』勉誠出版、二○一二年)を上河圖」と徽宗の時代―そして輝きの殘照』勉誠出版、二○一二年)を
- の研究』(京都大學學術出版會、二○一四年)等を參照。 二○○四年)、藤本猛『風流天子と「君主獨裁制」―北宋徽宗朝政治史の 前掲注(28)前掲書、『アジア遊學 特集徽宗とその時代』(勉誠出版、
- 問題』汲古書院、一九九六年)を參照。(3) 土田健次郎「社會と思想―宋元思想研究覺書―」(『宋元時代史の基本